

平成26年度長井市各会計補正予算 案に関する総括質疑

○蒲生光男委員長 概要の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、
順次ご指名いたします。

高橋孝夫委員の総括質疑

○蒲生光男委員長 順位1番、議席番号14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 おはようございます。

私は、市民生活の向上を願いながら総括質疑を行います。通告しております2点について質問申し上げますので、それぞれ明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思えます。

質問の第1は、河川管理のあり方と考え方についてです。

私は、長井市にとって市内を流れている大小さまざまな河川は、市民生活にさまざまな影響を与えているばかりではなく、まちの景観、たまたまいには不可欠な存在となっており、同時にまちを潤す役割を果たしていると感じています。大小さまざまな河川の流れが人々の生活を支え、そして人々を結びつけてきたとも感じます。特に中央地区においては小さな水路が縦横に流れ、その水路のそばに人が歩ける程度の昔からの道が整備されてきておりました。何とも言えない風情をつくり出していますし、中央地区以外でもかつては家屋の中に水路を引き込み、生活用水などとして有効に活用をしておりました。

このように、市民生活にとってはなくてはならない河川ということになるわけですが、近年は、水路はあっても水が流れなくなっている所、何年も手がかけられないままで土砂が堆積してしまっている所、川幅がいつの間にか極端に狭まってしまっている所、流れはあるものの、さまざまなものが投棄されたままになっている所などが目立つようになってきています。

また、かつては道路の脇を流れていた河川が、道路を拡幅するためとして河川を覆ってしまっ見えなくしてしまっている所、その結果、かつては消雪などに活用していた河川を使い勝手の悪いようにしてしまっている所、あるいは何年も大雨のたびに氾濫を繰り返している河川や、かつては氾濫することなどなかった所が、いつからか降雨のたびにあふれてしまう所があったりしてきています。自然とそういうふうになってしまったというよりも、わざわざ手をかけてそういった事態にしてしまった所も多いとも感じています。

私は、市内を流れる大小さまざまな河川とこれからも共存していきたいと考えてきましたし、そのためには解決しなければならないことは多いと感じてきました。毎年繰り返される河川の氾濫を解消するためにも、体系的に日常的に意図的に計画的に、そして行政機関だけに任せるのではなく、川と一緒に生きていくという観点で市民ができる取り組みを展開していくこと、このことが大事なことと考えてきました。

実は、この6月ではその視点で質問をしたいと考えておりましたが、このたびの一般会計補正予算で協働のまちづくりとして追加提案された内容を見て、基本のところでは本当に理解していなかったと思い当たりまして、恐縮ですが、基本的な整理をさせていただきたく、このたび質問をしたいと考えたところです。何を今さらと言われるかもしれませんが、わかりやすく教えていただきたいと思います。

そこで、まず、幾つか建設課長にお伺いをいたします。

第1点目は、ランク付けされている河川における自治体が果たすべき役割はどう位置づけられているのかについて伺います。

河川といってもいろいろあります。一級河川、二級河川、準用河川、普通河川などというランク付けがされてもいます。私は、単純に一級河川の管理は国、以下ランクづけが下がれば都道府県が管理をし、一番ランクの低い河川の管理は市町村が管理をするものと、漠然とこう考えておりましたけれども、法でいう規定はどうなのでしょう。まず、ここについてお聞かせいただきたいと思います。

○蒲生光男委員長 松木 満建設課長。

○松木 満建設課長 高橋委員のご質問にお答えしたいと思います。

委員おっしゃるように、川につきましては一級河川、二級河川、あとは準用河川と普通河川という4つの川というか、水が流れている場所は区分できるというふうなことになります。河川法というところの法で管理者として規定をしているのは、まず一級河川は国ということで基本的にはございますが、必要に応じて県というふうなことになってございます。その後、二級河川については都道府県、あとは政令指定都市等になっておりますが、あと準用河川ということで、普通河川という部分の中の、市町村でここは重要な河川だということで指定をした河川については準用河川ということで、二級河川の管理を行うその規程に準じて市町村で管理をしるというふうなことになってございます。それ以外のところが普通河川ということで、昔からのまちですと何々堀とかということで、各まち等である堀等は普通河川というふうなことになってまいります。

長井市についていいますと、一級河川の本川が最上川で、そこに流れ込む川も一級河川とい

うことで、全部で最上川を入れて21本の一級河川がございます。一級河川に、その本川に流れ込むところが一級河川ということで、そちらの流れ込む川は県のほうの管理というふうなことになってございます。二級河川につきましてはこちらの内陸地方にはないということで、庄内地方にあるというふうなことになってございます。

あとは、準用河川ということで二級河川と同様の管理をしていくという重要な河川の位置づけをした河川が、長井市では16本ございます。そちらにつきましては現在も、ことしも大樋川とかそういう川につきましても整備工事を進めている状況にはございます。

それ以外のところが普通河川というふうなことで、先ほど委員おっしゃったように長井の町並み等を網の目のように張りめぐらされて流れているという、そこで風情とか市民の生活に今までずっと密着してきたというところがございます。委員おっしゃるように、田んぼがなくなって宅地化したり、あとアスファルトが敷き詰められたりして、やっぱり水をためるエリアもなくなってきたというところと、あと水路が押されて面積的にも少なくなっているというところがございますが、市としてもそのようなところを、中央地区に関しましては中央地区の用水管理会というふうなところ、地区長さんとか、あとは土地改良区の皆さんとかと一緒にそういう河川等も管理をしてございまして、壊れているとか、このところが流れが悪いというところがあれば、市としてその部分を通常の維持修繕のところでは補修をしたりしてございます。

現在のランクづけされた河川の改修の内容としては、そのような内容で今進めているということになってございます。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 ありがとうございます。

河川法を見ても、それから市で持っている準

用河川管理条例を見ても具体的な川の名前は一切ないんです。最上川が一級河川だというくらいは理解をしていたわけですけど、この河川法自体を見たら、それぞれ管理するところがまたがっているんですね。私は先ほど申し上げましたように単純に国がやるんだというふうに考えてきましたけれど、しかし、国、ぼちよ、県と、こうなっている。二級以下になると、そこに市町村も入る。一体この考え方というのはどういうことなのだというふうなことで悩ましかったわけですけども、それは今、課長が言われた、要するに一級河川に流れる河川は一級とみなすのだと。それは県がというふうになるから、国、ぼちよ、県というふうになる。以下はそれと同様というふうな整理でよろしいということでしょうか。

○蒲生光男委員長 松木 満建設課長。

○松木 満建設課長 そのようにご理解いただきたいと思います。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 それで、2番目のところに入りたいというふうに思いますが、普通河川などの維持管理、整備はどこが行うのかということについて伺いたいと思います。

これは河川法で、普通河川というのは一級河川、二級河川あるいは準用河川としての指定を受けた河川以外の河川、これを普通河川というのだというふうにされているようですけど、私にはこの普通河川、どこがこの普通河川なのかというのはなかなか理解できなかったのです。よく識別もできません。

先ほど、長井市には1本の一級河川があり、それに流れ込む21本の一級河川に準ずる河川があるのだと。二級河川がなくて準用河川が16本あるのだと。それ以外は、それ以外はというのはかなり大ざっぱなわけですけど、普通河川だというふうになるわけですけど、これってどれくらいあるんですか。

○蒲生光男委員長 松木 満建設課長。

○松木 満建設課長 非常に難しいあれでございますが、私も建設課に来て、この高橋委員からの質問いただいて、当然こういう数値はあるのかなと思いましたが、特に明確な数字はございませんで私も疑問に思ったもので。

この普通河川というのは昔、官地と言われた部分で、平成12年の地方分権一括法で全部、法定外公共物として国から市のほうに移管になった部分、その部分が普通河川として、今、長井市が管理する部分というふうなことになってございます。

そのときの図面が800枚近くございますが、それをはからないとわからないというふうなことで、一部はかって、それを平均して掛け算してみると約1,200キロぐらいの普通河川の延長になるというふうなことで計算、推計をしたところでございました。その中には、本当にうちの後ろを通っている細い堀とかそういう所もあると思いますが、割と幅のある水路なども普通河川というふうなことで、さまざまな水路がその中に包含されるというふうなことで、距離的には1,000キロ以上の延長になるということでご理解をいただきたいと思います。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 市民生活に一番密着するのは、この普通河川というふうに言われてるところだと私は理解してるんです。そこが、じゃあどれくらいあるのかっていうところで、私イメージしようとしても、どこが始点でどこが終点かもちょっとわかんないところも実際あるわけですね。イメージが湧かなかったのでお聞かせをいただきたいということで質問させていただきましたが、これ、だけどころとやっぱり把握しないとまずいんじゃないかと私はこう思う、感じるわけです。そのことが、その考え方というか、そういうことが必要だと思うけれどもどうかというのが一つと、もう一つは、こ

の普通河川という維持管理あるいは整備などを
つかさどるところ、この行政機関というのはど
こになるんですか。先ほど中央地区の場合は用
水管理会だと……。

(「聞こえません」と呼ぶ者あり)

○14番 高橋孝夫委員 済みません。用水管理
会であるとか、あるいは違う土地改良の話も出
たんでしょうか。そういうお話がありましたけれ
ど、そこに任せているだけではどうも私は理
解できないものを感じるんですけども、本当に
どこが最終的に責任持って整備して維持管理を
行っていくという、そういうことになってるの
でしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○蒲生光男委員長 松木 満建設課長。

○松木 満建設課長 管理のほうは市が管理をす
るというふうなことで、法定外公共物の管理に
関する条例というようなことでその移譲を受け
た時点で作っておきまして、用水管理会とか
土地改良区のほうは水の流れとかそういう部分
の監視、管理をいただくということで、最終的
な、壊れたとかそういう部分については当然市
のほうが責任を持って管理をしていくというふ
うなことになると思います。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 わかりました。

だとすれば、さっき1番目で申し上げました
けれど、普通河川というふうに言われているも
のの実態というのはやっぱり把握をしておく
ということが必要だと、私はこう感じますけれ
ど、そこはどうか考えられますか。

○蒲生光男委員長 松木 満建設課長。

○松木 満建設課長 基本的に私もそのように全
ての状況を把握しておくべきだというふうには
思いますが、なかなか膨大な路線というか、現
実的にはもはや家の下になっている部分とかそ
ういうところもあるということで、そういうと
ころも本当は把握しておくべきということも
ございますが、現実的にはなかなか難しいとこ

ろがあるなと思いますけれども、課内でこれか
ら検討しながら、そういう部分の把握、どのよ
うな方法があるか検討してまいりたいというふ
うに思います。以上です。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 かつて、かつてと言っ
たらちょっと語弊がありますけれど、中央地区
の議員は、いわゆる中央地区にある用水の管理
会、そこから年1回お招きを受けて、終点から
その上流まで、だから始点のところまで歩いて
調査をしてきたという経過があるんです。そう
いう取り組みが、しかし、いつの間にか何とな
く消滅をしております、今はどういうふうに
なってるのかよく理解できないところもあるん
ですけども、そういうやっぱり取り組みが本
当に必要なんだなというふうに私は再認識させ
られました。

同時に、ちょっと後ほども話しますけれど、
昨年7月に水害がありましたね、河川が氾濫を
して被害があったということがあったわけであ
るわけですが、そのときの被害というのは、後で聞いて
みると防げる部分が多かったというふうに地
域の方からも聞いています。それはなぜかとい
うと、川の流れ、合流する所と分かれる所とか
あるわけですが、そこを止めればこっちには
流れてこないとか、そういうことをきちっと
対応しなかったと。もっと深く言うと、対応で
きるほど河川の流れの状況が把握できていない
ものだから、どこをどういうふうにすればいわ
ゆる氾濫をしないであふんにえで済むかとい
うことも継承されていないとか、そういうこ
とがあったんだ、現実的に。これはやっぱり不
幸なことだなと思います。

今、ちょっと市長にお伺いをしますが、河川
の整備ということは後で申し上げますけれど、
まず実態を把握をするというのは大事なことだ
と私は思いますし、それは、例えば中央地区で
あれば町内会各地区の力をおかりをして把握に

努めるということだって私は展開をしていく必要があるのではないかというふうにも感じますけれど、そこは、市長、どのようにお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 先ほど建設課長から話ありましたように、あくまでも今回の高橋委員のご質問で法定外公共物の河川がどのぐらいあるかということ推計をしてみたところなんです。

まず、経験則といいますか、ベテランの職員が今までいろんな地域を見てきた経験則、それと、いわゆる法定外公共物の図面が800枚近くありますので、そこから推計と。その基本は成田地区が今国調を行ってますから、国調を行っている地域で実際どのぐらいあるかと、これは図面からスケールで測って見たと。約30キロ、成田がですね。そこからいって全体で1,100から1,200キロぐらいだろうという推計なので、両方とも大体同じぐらいに一致しましたのでほぼ当たってるのかなと思います。

その中で、やっぱり中央地区は少し特異な地域だというふうに思ってます。それは、伊佐沢地区も少し中山間ですので少し変わってるのかもしれませんが、ほかのところは大体農村地域でありますので、土地改良でかなりの部分まで、いわゆる昔は法定外公共物だったものを土地改良区が水路として整備してるところがほとんどなんです。当然、集落周りとか集落の中は土地改良してませんので、そこは法定外公共物として残っていたと。ただ、実態を見ますと、中央地区はほとんどないんですが、周りは流れていない、かつての水路だったところいっぱいあるんですね。いわゆるそういう意味では法定外公共物というのは河川じゃないと考えているんですよ、水路です。

ご質問の中央地区の水路ですが、約420キロあるというふうに推計されます。建設課長のほうからありましたように、管理については先ほ

ど準用河川というのは16路線という話ししました。16路線のうち13路線が中央地区なんです。ですから準用河川をしっかりと管理、整備すること。それと、いわゆる法定外公共物については、水害等のおそれがある、そういったところについてはしっかりと整備をこれは市として行わざるを得ないだろうというふうに思ってます。ただし、河川網図がありませんので、これを整理するとなると相当な労力と経費がかかるということで、昨年度の一般質問などでもお答えしてありますが、今回の都市再生整備事業の中でソフト事業としてその整理をしよう。

これは将来の私の目標なんです、この都市再生整備事業、28年度で終わりますので、しっかりと今回実績を上げることができれば、その次の都市再生整備事業、第2期ですね、その際に中央地区の水路整備を行うべきではないかと。それは安全、安心ということと同時に、長井はみずはの郷ということで、川、水のまちであるということで、その象徴が中央地区として今しっかりと残っていると。これを整備していきたいというふうに思っているところでございます。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 そうすると、都市再生整備事業の2期目で整備をやりたいというのはわかったわけですが、いわゆる路線、路線と言っちゃおかしいけども、実際どういうふうに流れてるのかを把握をする、ここがその前に展開をするということによろしいですか。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 河川網図というものを、ことし加えますと28年度まで残り足かけ3カ年ありますので、この中で何とかソフト事業で取り組めないかということで、これは担当のほうにまち・住まい整備課のほうにはなるわけですが、建設課と協力して、河川網図をいわゆる委託事業としてできないかということで考えてるとこ

ろでございます。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 そういう考えはわかりましたし、ぜひ実践をしていただきたいなと思います。

3点目に入ってお伺いをしますが、協働のまちづくり事業の水路整備の関係についてお伺いをします。

先ほど申しあげましたけれど、このたびの補正予算に協働のまちづくり事業の追加分として464万9,000円が計上されています。平成26年度の当初計上額は452万2,000円ですから当初の倍以上ということになります。私は、受け付け状況という建設課から示されたこの資料を見てちょっとびっくりしました。これは受け付け状況としてこれまで認定を行ったものが、13件のうち水路関係は10件。それから認定を保留しているもの、これは16件あるわけですが、このうち水路関係は13件というふうになっているわけです。

率直に感じたのは、一つは、河川の改修など、具体的にはコンクリート水路敷設、あるいはコンクリートふたの設置、そして水路しゅんせつなどというのは、それぞれのところといますか、河川が流れているそれぞれの地域で展開しなきゃならないものなのかという率直な疑問がまずあったということが一つです。

2つは、先ほどから申し上げてることとも関連をしますが、河川というのは上流から下流域に流れているものなわけですが、その一連の流れの中で、それぞれに自分のエリアというか、そのエリアだけで例えば水路をコンクリート物に敷設替えるであるとか、そういった工事をそれぞれの地域の判断で展開をするということになるというのはやっぱり不自然だというふうに思ったし、支障が出ないかというふうに感じたんです。流れるにはそれぞれ高低差が必要ですし、それを途中で、例えば私の地域は

この川のこの地域の部分でちょっと崩れてるから、ここをじゃあコンクリートの水路にしてくれというふうにして協働のまちづくり事業でやったらね、でこひこが出てちゃんと流れなくなったとかいうふうな支障だって考えとかんねなでないかというふうに感じたわけです。

そういうことではなくて、申し上げるように、一つの河川についてトータルな整備あるいは維持管理をすることが求められるんだと、私はこう思いますが、実際はそうではなくて、河川に面するそれぞれの当該の地区の地域の責任で、あるいは考えで維持管理していくということになるんだろうかと。そういうことは理解できないし矛盾を感じるわけですが、今回どういった経緯でそういうふうな事業が展開をされるようになったのでしょうか。実情について明らかにしていただきたいと思います。

○蒲生光男委員長 松木 満建設課長。

○松木 満建設課長 協働のまちづくり事業につきましてですが、各地区での、ことしは特にコンクリートの水路の敷設というふうな事業が多くなったなというふうに私も感じています。先ほど市長も申しあげましたとおり、準用河川からの整備というようなことで市では取り組んでいます。

先ほど申しましたように、1,200キロの延長の水路部分の区内を通る水路をこの協働のまちづくり事業で整備をしたいということで各地区等からの要望があった場所については、建設課のほうでその申請があったところを見て、本当に幅の広い、工事もしっかり設計をしてやらなければならないようなところは当然、受理というか、事業にはごさいませんし、そのところはしっかり確認をした上で、事業が終わった後も確認をさせていただいているということで、地区としてはやっぱり管理をしやすいようにしたいというようなことで、今までですと年に二、三回出て地区民全員で草を刈ったりとかという

水路のそういう作業もあったわけですが、その作業も大変だというふうな部分からコンクリートの水路を入れたいというふうなところが大部分でございまして、管理のしやすさという部分での今回の事業申請、それぞれの団体みんなそのように理解をしておりますし、この水路敷設で他の部分との流量をここで遮ったり過大に流れるというようなことは無いというふうなことを確認しながら、この事業の各団体のほうの認定を行っているというような状況でございます。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 支障が出ては困るわけで、それは私も理解をします。しかし、それでも不自然なわけです。本来どこがきちんと維持管理に責任を持たなきゃならないかというところを置いて、指摘があった所、おれらがすっからというふうに言われた所に、いいですよという工事をさせていくという、その考え方自体を、私はやっぱりここは問い直さなければいけない、問い返さなければいけないというふうに私は感じるんです。

同時に、協働のまちづくり支援事業実施状況という追加資料、これいただきました。これを見ますと、この水路の整備、先ほど申し上げましたけれど、コンクリートのいわゆるふたの設置であるとか水路の敷設であるとかというふうな事業というのは、これは単年度だけでなく複数年にまたがって申請をして実施をしているところがあるみたいを感じるんです、これ2年間の資料でしかないのですが。そういう実態が実際あるのではないかとこのように思いますが、そこはどうかお聞きをしたいことが一つ。

もう一つ、解せないというか、不思議だなどというふうに思ったのは、この資料には、団体名と作業内容と参加人数と業者請負と原材料費、機械借り上げ料、合計と、こういう内容で記載があるわけですが、最初から業者請負というふうになっているところがあるんです。地区の

参加がゼロ、ゼロではない、特に記載なしって多分ゼロなんだろうけど、そういうところもあるということなんです。これはどう捉えればいいのか。協働のまちづくり事業というふうに言ってる趣旨からは、なかなか理解できないというふうに思います。しかし、現実的にこういうことが繰り返されてるという事態をどう考えればいいのかというところはいかがでしょうか。

○蒲生光男委員長 松木 満建設課長。

○松木 満建設課長 まず最初のご質問で、複数年で継続して申請をしているというふうな団体、地区は、確かに継続してというところはございます。

あとのご質問のところの、協働のまちづくりという名前を冠しながら請負という部分で、今回産建の協議会の方でご質問いただいたので、どのような中身で事業をしているかというようなことでの追加資料を提出させていただいた中で業者請負という部分が判明したということで、今、委員おっしゃるように、基本的にやっぱりこの制度の趣旨からすると若干外れているところはありますので、もちろん制度の見直し等は図っていきたいというふうに考えております。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 この協働のまちづくり事業に水路の整備に関するものをかぶせていくこと自体に無理があるとやっぱり捉えていくほうがいいだろうと私は思うんです。業者請負というのは協働のまちづくりに合致しないのは当然ですよ。例えば地区長さんから、ここ何とか直してくださいって、協働のまちづくり事業でなくて建設課でそれぞれ業者見積もり合わせをして、じゃ、ここ工事しますと。これと同じなんです、この協働のまちづくり事業って銘打ってやってるけど。そういう矛盾がやっぱり生ずることと、もう一つは、もっと大きい

矛盾。市が本来的にこの整備をしていかなきゃならない、それもトータルの意味ですよ、していかなきゃならないものを、協働のまちづくり事業と銘打ってさせてきたというか、してきたというところにやっぱり一番大きい矛盾があるんだと私は感じますけれど、そこはどうか。これからもこの種のものを受け付けて展開してもらおうというふうなことには私はならないんだと思うんですけど、そこはどう考えておられますか。

○蒲生光男委員長 松木 満建設課長。

○松木 満建設課長 ただいまのご質問でございますが、コンクリートのほうの水路敷設という部分につきましても、地区でそれほど大きくないコンクリートの側溝ですと自分たちで作業をしてるところもございませう。そのような部分で一概に水路敷設等を、建前的には市のほうで管理すべき財産というふうなことにはなっておりますが、なかなか手が回らないという現実がございます。そこを地区の皆さんとともにこういう形で整備をしていくというあり方は、私はよろしいのかなと思っておりますが、先ほどのように制度的なところの見直しは図るべき点は多いというふうに思っております。

ただ、コンクリートの水路敷設を全面的に排除するというのは、内容も考えながらですが、少し違うのかなというふうに個人的には思いません。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 言わんとしてることもわかります。先ほど申し上げたように、現実的に複数年かけてやってるところはあるわけだからね、そこはやっぱりその地域、当該の地域の方々と話し合いをしなきゃいけないと思っておりますが、基本的には、やっぱりこれあり得ない事業なんだというふうに思っています。他に協働のまちづくりの事業がないかつたらあるわけで、むしろそっちに重点を置いて地域の市民の皆さん

にはご協力をいただくという方向性を私は模索をしていただきたいと思います。同時に、申しあげましたように、これまで展開をしてきたところの話し合いをきちんとして進めていただきたいと思います。うふうなことだけ今回申し上げておきたいと思っております。

ちょっとこの項では最後になりますが、市長にお伺いをします。

市長は、先ほど都市再生整備事業の2期目の中で具体的な整備を図っていきたいというお話がありましたからそこには触れませんが、実際調べてみると、やっぱり普通河川というふうなところの管理というのが、市町村がいわゆる責任を持って管理をするというふうなことになっておまして、具体的にはそれぞれの市町村が抱える普通河川の管理条例を独自に策定をして、それに基づいてトータルな体系的な整備をしようというふうにしてるところもあるわけです。

長井市の準用河川管理条例ありますけれど、これは主に占用の許可であるとか、そういった類いのところを中心に規定をされた条例というふうには私は理解をしています。これを進めるためには、やはり長井市であっても普通河川の維持管理をどう進めていくのかと、それから行政の責務と市民の責務を具体的に明示をした管理条例というものも策定をして、総合的、計画的に河川管理と整備を進めていくという考え方もあっていいと、私はこう思っているんですが、その点について市長が考えておられるものがあるとするならば、お聞かせをいただきたいと思います。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 普通河川というと本当に河川のようなのですが、実は大部分が水路なんですね。ただ、やっぱり中央地区と、あと実は伊佐沢地区も、いわゆる土地改良をしてない地域の西根とか平野ですと、沢から来る川は大体県の河川に

なってるんですね。市の河川というのは、本当、準用河川というのは16カ所のうち中央地区が13カ所で、それ以外のところは3カ所が、豊田1つ、西根1つ、それから伊佐沢と。これが準用河川なんですよ。これは準用河川までは国等の支援を受けて整備できると。ところが、いわゆる水路、普通河川といいますけども、それはいわゆる河川法に規定されない川ということで法定外公共物だったわけですね。国も河川として見てないところですから、これは整備手法がないんです。

協働のまちづくり事業というのはちょっと趣旨が違うんじゃないかなと思って、私も去年とかおとしのどういう実績だったのを見れておりませんが、基本的に請負はだめなので、請負工事を認めたということは非常に問題だというふうに思ってます、この趣旨は、いわゆる法定外公共物がほとんどなんですけども、その部分の管理を地域でしてるんだけど、より高齢化とか若い人が少なくなって管理が大変になったから自分たちでやりたいということで受けてたんですね。少額なんです、事業費が30万円、ことし40万円にしましたけども。

ですから考え方としては、市が工事をやるとなると残念ながら、ちょっと話が長くなって恐縮なんです、道路の維持管理費、それから河川の維持管理費、河川公園も含めたですね、平成10年ぐらいから見ると半分ぐらいまでもうどんどんどんどん減ってきてるんですね。これを増やさなきゃいけないんですけども、適正な額にですね。この協働のまちづくりは行革のときに出てきた考え方で、それでもやっぱり請負工事ですと時間もかかりますし、ちょっとしたものは請負工事できません。ですからそういったものは維持管理で今までやってきたんですね。ところが維持管理費がないので、どうしても必要なものは地元で協力していただければすぐに対応できるのでということで、この事業をやっ

たわけですね。非常に使い勝手がいいものですから、本当に自分たちで何とかしようという地区の皆さんには重宝がられてるんですね。ですからどンドン件数がふえて、補正で当初予算の倍ぐらいの予算の補正をさせていただいたということなんですけども。

そこで、質問の部分ですが、長井市では法定外公共物の管理条例というのを設けてるんですね。これは、いわゆる先ほど来、高橋委員がおっしゃってる普通河川も含むんですね。山形県内の35市町村は、国から受けたもの、失礼ですけど、あとおまえたちでやれというふうにしてお金も何にも財源もよこさないで任されたわけですよ。1,200キロの河川を公共工事でまともにやろうとしたら、メーターどのぐらいかかるかわかりませんが、普通は多分3万円から5万円。下手すりゃ、ちょっと大きいものしたら10万円かかるわけですね。多分小さい水路ですから3万円から5万円見たとしても600億円かかるわけですよ。まともにするとですよ。ですから、どうしても必要なところは、特に水害などの被害が出る場所については、伊佐沢と、それから中央地区、これは市でやんなきゃいけないだろうと。あと時庭と寺泉もあるんですけども、こういったところも検討しなきゃいけないと。それ以外はやはり地区にある程度お任せしたい、あるいは市のほうの維持管理費をもっと予算を必要な分だけ確保して、それらで対応していくしかないのかなと。工事としてやるのは、ちょっと今の長井市の状況では、やっとなら財政再建上げた後、これをまともにやったんではとてもとてもできないというふうに思ってます。

したがって、ほかの県では普通河川の管理規程みたいなのをつくってる場所あるんですが、うちのほうはそこをどうするか、今回の高橋委員のご質問を受けて十分に検討しながら方向性を決めてまいりたいというふうに考えております。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 法定外公共物のいわゆる管理条例があるということですから、そこに普通河川も入る、水路も入るという見解のようですが、私もそこはもう一回見てみたいと思っています。

ただ、先ほど申し上げたように、普通河川、それは呼ばないかもしれないけど、実際、市民が一番生活をするためには密着しているところなわけですから、そして水害であるとかね、そういうふうなところも、もちろんそういう要素を含んだもの、実際の普通河川であり水路でありというふうになってるわけです。その管理は少なくとも市町村がつかさどるということになるならば、市の責務というのはやっぱり明確にして、その際、じゃあその当該の地域の人たちにはどういう形で協力をしてもらえるのかということをはっきりと明らかにするというふうな意味でも、私は管理条例というふうなもの、あるいはそれにかわるもの、お互いに合意と納得をして進めていくということがやっぱり必要なんだと思うんです。そういう意味で、ぜひこれを積極的に検討に入っていただきたいということが一つです。

もう一つは、全部が全部、私も工事全部しるなんていうふうに考えていません。しなくても間に合うところはあるし、現実的にはもう空堀になっておって、そういうふうにしておくこと自体が危ないというところだってあるわけです。それは埋めたほうがいいというふうなことであったり、あるいはもう売却をするであるとか、そういうふうなことだってあるわけです。そういうものをきちっとしてその対応をしてほしいものだというふうに思っております、そこは本当に、誰かに任せていくのではなくて積極的に対応していただきたいということだけ申し上げておきたいと思っています。

質問の第2について、観光交流センターにつ

いてお伺いをしたいと思います。

一般質問でも私申し上げましたから細かいこと申し上げませんが、私の感じ方からすれば、昨年9月に、かわと道の駅、観光交流センターのいわゆる基本設計、測量などの予算を審査をした際に、その基本設計などの成果品が上がった時点できちっと議会と議論をするのだと、積み上げるのだということがあって、それをして実施設計につなげていこうという確認があつて、確認というかね、双方そういうふうな認識を進めましょうということであつたんだと思うんです。ただ、結果的には、4月にそれが成果品が出て、それ以降は2回の意見交換というか、議論の場があつただけということになっているわけです。これってやっぱり私は不十分であるというふうなことを感じています、これでは不十分だと。

市長はその答弁の中で、私に対する答弁だけではなくてほかの議員に対する答弁もそうですけれど、今までと少しトーンが違った答弁をされたというふうに私は感じたんです。

というのは、観光交流センターをこういう道筋で具体化を図っていくということを再度言われ、その中で一つは、私も申し上げましたけれど、観光交流センターを運営する主体がどこなんだという議論を並行して行うというふうなことなど、重要事項については並行して検討しながらそれを織り込んでいくと、その時々。そして実施設計に反映をさせていって実施設計をしていくという、その上で完成があるという、こう私は捉えたんですけど、しかし、そのことは具体的に、じゃあタイムテーブルといひますかね、そういうふうに移した場合どうなのかというところはちょっと不明なんです。いつの時点まででこういうふうなことを目指してやって、同時に並行して進めている重要事項の検討はその時々どういうふうな織り込んでいくのかというそのものを少し明確に示していただきたい

いというふうを感じてるんです。それはもうタイムスケジュールで例えば平成28年度までこういう道のりでいきますと、工程はこうですというものがあるとすれば、それは示していただきながら確認をさせていただきたいというふうに思うんですが、どうでしょうか、市長。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

基本設計と実施測量、それから経済波及効果等々の調査をお認めいただいて、その成果品が3月末にまでということですから4月の初めに成果品が出てきたわけです。そこで、本来であれば間髪を入れずに議会にご説明すると同時に、これを2つに今度は分けまして、建築、建設のチームと、それから、これは所管がまち・住まい整備課になるわけですが、当然、建設課、上下水道課も協力をして行っていくと。あともう一つは、事業の実施計画策定チームということで、これは商工振興課を中心に観光振興課あるいは企画調整課などからも入っていただいて、そして地場産センターがそれに入ってそういった事務的な作業を進める事務局的なところと、それから委員会が、都市再生整備検討委員会、それから観光交流センター検討委員会と2つございますので、これらの方々と、また今度はプロを入れると。いわゆる道の駅等々のやっぱり専門家というのは数多くいますので、そういった専門家のコンサルを入れながら事業実施計画チームをスタートすべきだったところなんです。ちょっとその部分がおくれてしまいました。

一つは、職員のほうも少しちょっとここに来てスローペースになったというのが、やはり当初、用地の買収等々を計上できなかったということも少し様子を見てるのかなということで、これは私も責任を感じておりますが、やっぱりできるだけ早くそういったところを事業実施の計画を立てる部分を立ち上げなきゃいけないと、

まだ立ち上げておりませんので、これはぜひ6月中に事務局会して7月早々にでも立ち上げるように行っていきたいと思っております。

そして、実施設計のほうはお認めいただいておりますので、実施設計のほうの発注が来月あたりになるのかと思いますが、そこで実施測量の委託業者、設計グループ、設計事務所ですか、そこが決まった段階で、今度はそこが勝手に設計を進めるのではなく、その事業実施計画、要は施設をどういうふうに管理運営していくかという計画ですよね、その事業実施計画というのは。それを一方で商工を中心として作りながら市民から意見をいただいて、どっかの時点で議会からも検証していただいて意見をいただいて、それを設計に反映させなければいけないので、それらのところ同時並行でこれから進めていくと。26年度中に実施設計のほう、それから測量の部分も入るわけですが、外構工事ですね、そういったところを26年度中に設計を終わすという考えのタイムテーブルで考えております。

時期的には3月までに終わすということでありますので、まずはできるだけ早く、いわゆる管理運営計画を含めた事業実施計画、これをつくる作業グループといいますか、委員会等も含めて立ち上げていかなきゃいけないというふうに思っております。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 一般質問で、市長がある意味では計画ができてるかのように言われた中身というのは、今お聞きすると、そういうまだ時点なのかというところではちょっとがっかりなんです。

3月の補正予算で実施設計の要するに予算をこれは通したわけですけど、その段階でも議論がありましたね。それは基本設計の成果品が出た段階で議論すると、それを積み上げましようというふうに言ってるところを抜きにこれは

ないよというふうなことを再三、これは私ではないほかの議員からも指摘があったんだと思うんですよ。そのことを、だけど積み上げないままに、じゃあ来月から実施設計に踏み込むというふうなことだとすると、ちょっと話が違う。

もう一度お願いをしますが、具体的にこういうふうな工程で進みますと、こういう検討の2つか3つのグループがあって、検討委員会が2つあって議会というふうな、こうなるわけですけど、それらをどういうふうに組み込んでいくのかということころは、少しわかるように図であるとかそういうふうなもので示していただけませんか、どうでしょうか。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 工程表を出せというようなことだと思うんですが、工程表は、これはもちろん実施設計を今年度中まで上げるわけですから、建物自体は1億8,000万円ぐらいですか、それから外構で結構お金がかかるわけですけども。ですからそんなに実施設計が複雑ではないんですけども、ただ、基本計画立てた段階で大体の売り上げどのぐらい、そして売り場面積どうのこうのと、こうあるわけですね。こういうコーナーでそれぞれ収益もこのぐらい見込んでいくということは基本なわけですけども、これらについて運営計画、運営管理者も含めて決めていかなきゃいけないわけですね。望ましいのは、運営者、運営主体を今の段階で大体予定をして、やっぱりこれプロポーザルで公募でいくのか、あるいは非公募でいくのかということあたりも今年度中あたりに方針を決め、議会の承認をいただくのは来年度になるかと思いますが、そういった運営者のいわゆる意向なども実施設計に生かしたいということから、それをつくった後に実施設計をするんじゃないかと、実施設計と一緒にやっていく形が望ましいのではないかなというふうに思っておりますので、それらについては担当課と話ししながら進めていき

いと思いますが、この点について、まち・住まい整備課のほうからもちよっとよろしいですか、お願いします。

○蒲生光男委員長 鈴木一則まち・住まい整備課長。

○鈴木一則まち・住まい整備課長 今、市長がお答え申し上げましたとおりでございますが、実施設計の部分で3月に議決をいただいた部分については、中身としては造成工事、いわゆる外構工事の造成工事の部分と、それから建物についての建築設計というふうな部分の中身で議決をいただいております。その部分についてベースにしなが、今までは庁内の事務局会というのがございます、関係課が集まった課長のメンバーでございますけども、その中で基本的な進め方というふうな部分では議論をしてきたところでございますが、今、市長のほうからもございますとおりで、具体的な運営や、さらには最終的にどのような運営に伴う規模と、最終的な調査報告、基本設計の中では最大1,500平米というふうな部分でお示しをしましたけども、それが決定という話ではなくて、適正な規模というのは今後運営の中できちっと議論された中で進むというふうな方向で考えておりますので、そのようなものをベースにしなが、実施設計のほうについてはその運営とタイアップしながら進めていくというふうな方向で今考えておるところでございます。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 これ一番恐れていたとか、やっちゃいけないことをやってるんだなど私は感じるんですが、なし崩しになってしまうという気がするんです。何のために今まで言ってきたんだらうかと、ちょっとむなしい思いをしています。

決してこうでない、反対だどうのこうのというつもりで申し上げてるんじゃないのです。必要なことは、やっぱり積み上げていかないと

らないんだと思うんですね。せめてこの工程表は私は示していただきたいというふうに思っておりますので、そのことだけ申し上げて、時間がないので済みませんから、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

今泉春江委員の総括質疑

○蒲生光男委員長 次に、順位2番、議席番号4番、今泉春江委員。

○4番 今泉春江委員 おはようございます。日本共産党の今泉春江でございます。よろしくお願いたします。

通告しております1番目の公園課設置についての質問です。

6月14日にあやめ公園の開園式が開催され、いよいよ長井のアヤメの季節がやってまいりました。折しも次の日の6月15日、「しんぶん赤旗」日曜版で長井市のアヤメが紹介されておりました。私は大変うれしくなり、会う人ごとにこの新聞を見せて回りました。

アヤメ100万本の彩りとのキャッチフレーズで、満開のアヤメと丸大扇屋の写真が掲載されておりました。長井の桜、ツツジ、そしてアヤメと観光客のお目当てのあやめ公園を紹介し、アヤメの数の多さや長井固有の古種が守られていると、そしてこの清楚な花は市民が親しんでいる西山に思いを描くとも書かれておりました。

さらに、最上川の舟運文化により栄えた長井の歴史や、その歴史の中で反物商を営んできた丸大扇屋が京都の町家そっくりであり、案内の方の言葉遣いまでもみやびやかに感じられたとありました。

また、菜なポートに向かい、そこではみずみずしい農産物がわんさかあり、何をお土産にと悩んでいると、父親が子供にキュウリを試食さ

せているほほ笑ましい光景に出会い、自分もキュウリを手にしたと書かれておりました。

この記事は長井を本当に的確に捉えており、この記事を見ますと、機会があったら一度行ってみたいくなるような思いのする記事だったと思います。この新聞は全国100万世帯以上に配られており、家族全員が読む新聞です。ですからこの2倍3倍、200万人300万人の方が見るようになります。大きな宣伝効果が期待されます。

この記事のように、長井が全国に誇れる観光地であることは市民も観光客も望み期待をしております。多くの方々が長井を訪れても精いっぱいのおもてなしをしてさしあげようではありませんか。そのためにも、先人から受け継いだ桜、そしてツツジ、アヤメを市民の宝とし大切に守っていかなくてはなりません。それは私たちの責任です。そのためにも公園課を設置して、一元的、系統的、総合的に整備と管理を行ってはいかがでしょうか。

さきの一般質問では、桜の整備は難しい、古木2本だけを間に合うように整備していきたいとお考えをお聞きしましたが、そんなことでよろしいのでしょうか。公園課があれば早くからの整備も可能かと思えます。再度、市長のお考えをお聞きいたします。

○蒲生光男委員長 内容重治市長。

○内容重治市長 まず最初に、共産党の赤旗さんのほうで取り上げていただきましたことに、厚くお礼を申し上げたいと思います。

今泉議員から、公園課を設置して、例えば桜でも古木2本だけをしないでもほかにもしたらいいんじゃないかと、それは誤解でございまして、ほかのもきちんとやっております。ただし、国の天然記念物2本にできるだけやはりお金をかけながらやってるということでございますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

現在7カ所ある都市公園はそれぞれに用途がございまして、まち・住まい整備課、観光振興